

# 練馬区議会 公明党が暴挙!

## 行政の姿勢を質すべき 一般質問で日本共産党を攻撃

### 野党の動議を無視 議長の運営責任は重大

六月の練馬区議会で公明党の議員が、本会議場の一般質問で紙面にあるような日本共産党を攻撃する質問を事実無根の内容も含め行いました。これに対し、とや英津子区議が一般質問の中で直ちに反論し、公明党に発言の撤回を求めました。

ところが公明党は、とや英津子区議の反論をとらえて、その発言の取り消しを求める動議を提出。自民党も同調し、与党多数で採決を強行しました。

事実関係さえ確認せず、発言の取り消しを議会が決めてしまうことは、区民の代表である議員の発言権を侵害するものです。

また公明党の動議が出された際、これに反対するため、わが党含め二名から同時に動議が出されていましたが、

議長はこれを取り上げませんでした。

本来、議長は複数の動議が出された場合、ともに採決の機会が与えられるようしなければなりません。今回はその手続きさえ怠ったのです。議会のルールを破った議長の責任は重大です。

私たちはこうした暴挙に対して強く抗議し、動議のやり直しや事実誤認の発言を撤回するよう強く求めました。

※動議とは、会議の進行や手続に関して議員が議会に対して行う提起のこと。



### 「署名を強要」などと事実ねじまげ

区内で共産党や幅広い団体、市民が戦争法廃止を求める2000万人署名に取り組んでいます。

公明党議員が一般質問で「4月、西武池袋線の駅頭で共産党ののぼりを立てた安保法制反対の署名をしている団体から、小学生2名が署名を強要されたとの通報があった。こうした署名の強要行為は、人道にもとる行為」と発言しました。

党区議団は、4月下旬に教育委員会からの問い合わせを受けて調査した結果、共産党はその日は当該駅頭での宣伝や署名を行っておらず、事実でないことが明らかになりました。

公明党は事実の裏付けのないことを本会議質問に取り上げ、主張したことになります。

日本共産党  
練馬区議団ニュース

2016年6月号外

区議団控室 豊玉北6-12-1  
電話03-3993-1111  
FAX03-3993-1198

# 日本共産党は 憲法を守り抜いてきた政党です

## 共産党が憲法9条に反対？

公明党は、一般質問の中で「日本共産党は70年前の憲法制定時に9条を否定し、唯一反対した政党だ」「憲法9条を守るといふ共産党の主張は言行不一致で矛盾している」と発言しましたが、あまりに不勉強な暴論です。

日本共産党が反対した理由の一つは、当時の政府が憲法9条のもとでは「個別的自衛権もない」と答弁したので、これでは日本の独立を危うくする危険があると判断したためです。

その後、政府が集団的自衛権の行使は認められないが「個別的自衛権の行使は認められる」と認識を改めてからは積極的に憲法9条を擁護する立場をとってきました。

日本共産党は1961年に綱領を制定して以来、一貫して憲法改悪に反対してきました。2004年には、象徴天皇制を含む憲法の全条項を守ることを綱領で明記しています。

こうした点から、今回の発言は、日本共産党への悪質な誹謗であることは明らかです。



## 主権者教育はき違えた暴論

教育の現場で現実の政治を題材にしたり、教員が自身の意見も述べながら授業を進めることは、ドイツなどでは、指導法の一つとして認められています。生徒に意見を押しつけることは許されませんが、生徒も教師も自由闊達に政治や社会について語り合えることが、政治教育で大事なことだと考えます。



ところが公明党の発言は、埼玉県内の中学校で教員が赤旗の記事を教材として配布したことを問題視し、「公平中立であるべき主権者教育を否定し、その尊厳を脅かすもの」と発言。これは、公平中立の意味をはき違えたものであり、主権者教育の否定との批判は全くあたりません。

## 防災訓練への自衛隊の参加について

日本共産党は、災害時に自衛隊を活用する方針を持っています。しかし公明党の議員は自衛隊の災害時の役割をあげたうえで、党区議団が自衛隊を憲法違反とし練馬区東京都合同防災訓練（2002年）への参加を控えるよう主張したと批判しました。当時わが党が反対した理由は、練馬区を含め都内各地で行われた合同防災訓練が自衛隊を大規模に出動させる、軍事演習の性格が強いものだったからです。2013年と14年には防災の名で自衛隊が都立高校生を対象に宿泊訓練まで行っています。防災訓練は本来、行政とともに消防や警察、地域住民が協力して行うべきものです。